

令和8年度 石狩市

市営住宅 〔抽選募集〕 入居申込の手引き

募集可能な住宅があった場合は、毎月広報にてお知らせいたします。

※募集可能な住宅が無い場合は、公募は行いません。

受付期間は、各月の上旬となります。

応募者が多数の場合は、抽選となります。

(抽選方法は市の責任抽選となりますので、公開しておりますが、必ずしも立会いは必要ありません。)

当選された場合、入居までは、資格審査・請書の提出・敷金の納入など、1～2ヶ月程度かかります。

※日程の詳細については、公募の際に同時配布する「入居者募集案内書」をご覧ください。

※募集団地は新築ではありません。生活に支障をきたさない程度の修繕内容となっており、長期間入居が無い住宅もありますので、多少のキズや汚れ等がある場合があります。



問合せ先

○石狩市役所2階 建築住宅課 窓口

電話 0133-72-3144

石狩市花川北6条1丁目30-2

申込みができる方の資格と要件

1. 市内に住所又は勤務場所があること。

※外国国籍の方は、市に外国人登録をされていること。

2. 世帯所得月額(4~5ページ参照)が 15万8千円以下 であること。

(裁量階層世帯(4ページ参照)は21万4千円以下に緩和されます。)

3. 持家がなく、現に住宅に困窮していること。

4. 現に市税を滞納していない者であること。

(※市税とは、市民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・特別土地保有税・軽自動車税です。)

5. 申込者及び同居する者が暴力団員ではないこと。

(内縁関係にある方、婚約者を含む。)

6. 指定された入居開始日から10日以内に入居できること。

**※花川・花川東・本町団地・新別狩東団地の3DK・3LDKを希望される方は、
上記の他、同居する親族があること。**

入居申込書を提出する際の注意点

1. 別紙の「入居申込書」、「同意書兼個人番号申告書」、税調査の「同意書」※1、「入居時の確認書」、ペットを飼育しない旨の「誓約書」に必要事項記入・押印のうえ提出してください。申込書は裏面もあります。

(※1 滞納調査の同意書です。滞納がある場合、申込は無効となります)

(提出は基本受付窓口への持参提出ですが、特別な事情がある方はご相談ください。)

2. 申込みは、期間中1世帯につき1戸に限ります。

3. 申込みは「団地名」及び「型式」での申込みです。

4. 申込書の年間収入の欄には、給与所得者は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を記入してください。年金所得者は「公的年金等の源泉徴収票」の支払金額。事業所得者は前年中の年間所得を記載してください。

5. その他の提出書類に虚偽のあることが判明した場合は、当選しても失格になります。

6. 受付場所
- ① 石狩市役所2階 建築住宅課窓口・・・石狩市花川北6条1丁目30-2
 - ② 石狩市 維持管理課(厚田支所担当)窓口・・・石狩市厚田45-5
 - ③ 石狩市 維持管理課(浜益支所担当)窓口・・・石狩市浜益2-3

7. 受付時間 午前8時45分～午後5時15分 ※受付日は受付期間のみになります。

・暖房・照明器具は各自でご用意ください。網戸は市で更新しないため、修繕等は入居者負担となります。

・募集团地は新築住宅ではありません。生活に支障をきたさない程度の修繕内容となっていることから、多少のキズや汚れ等がある場合があります。



当選確率を引き上げる優遇措置

1. 優遇措置を受けることが出来るその他の項目について

以下の事柄に該当する場合は、それぞれ抽選番号を1個増やす優遇措置を設けております。

- | |
|--------------------------------|
| ① [ひとり親] 20歳未満の子を扶養する、ひとり親世帯 |
| ② [高齢] 入居者全員が60歳以上である世帯 |
| ③ [多子] 18歳未満の児童を3人以上扶養かつ同居している |
| ④ [生保] 生活保護世帯である |
| ⑤ [障がい] 障害者※1である方がいる世帯 |
| ⑥ [炭鉱] 炭鉱離職者※2である方がいる世帯 |
| ⑦ [引揚] 中国残留邦人等※3である方がいる世帯 |

※1 障害者基本法第2条第1号第1項に規定する者

※2 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第2条第2項に規定する者

※3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第2条第2項各号に掲げる者

2. 連続して落選された方

- ・連続して抽選に漏れた方には、2年度目から毎年1個ずつ抽選番号(玉数)を加算します。
- ・連続落選により、加算する抽選番号(玉数)は最大4個です。
- ・仮当選者が自分の意思で入居を辞退した場合には、抽選番号(玉数)の加算はゼロに戻ります。
- ・最後の申込より、3年後の年度末までに一度も申込をしなかった場合は、抽選番号(玉数)の加算はゼロに戻ります。



仮当選された方の資格審査に必要な書類

1. 収入のある方全員の所得の証明(一年以内に大きく所得が変わっている場合)
(源泉徴収票、所得証明、職場からの証明など)
2. その他該当する方は以下の書類

婚約に関する書類	婚約証明書・誓約書、双方の戸籍謄本等
離婚調定に関する書類	離婚調定中であることの裁判所または弁護士の証明
持ち家の譲渡に関する書類	不動産売買契約書、競売開始の証明書又は宅建業者との媒介契約書の写し
身体障がい等に関する書類	障がい者等手帳の写し
退職・失業に関する書類	退職証明書又は、離職票又は、雇用保険受給者証 の写し
外国人に関する書類	外国人登録原票記載事項証明書
寡フ・ひとり親に関する書類	戸籍謄本又は、児童扶養手当の受給など確認できる書類
単身入居を確認する書類	戸籍謄本等、独身を確認できる書類
生活保護に関する書類	生活保護受給者証明書又は、生活保護決定通知書
パートナーシップ宣誓に関する書類	パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領カード

3. その他、必要に応じて提出をお願いする書類

入居決定された方の手続き等について

1. 石狩市営住宅入居請書の提出
(これまでの連帯保証人に代えて法人保証も可能となりました。)
 - 連帯保証人を設定する場合、石狩市営住宅入居請書に連署・実印の押印が必要です。
 - 法人保証の場合、『連帯保証人』の欄は空欄となります。
(→法人保証を希望される場合、詳しくは市営住宅担当へお問い合わせください。
保証委託契約書の記入、法人審査があります。)

※連帯保証人を設定する場合の要件

- ・未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者の方は、連帯保証人になれません。
- ・独立の生計を営む者で、入居者と同等以上の収入があること。

2. 添付書類
 - 連帯保証人の場合・・・連帯保証人の「住民票」「印鑑証明書」「所得の分かる書類」
 - 法人保証の場合・・・保証委託契約書、保証料の支払が分かる書類

※連帯保証人の添付書類の提出に時間を要し、入居が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

3. 敷金の納入 (決定家賃の3ヶ月分)



収入基準

市営住宅に入居を申込み場合は、国が定めた月額所得金額が15万8千円以下であることが必要です。月額所得金額は入居しようとする世帯全員の年間所得の合計から、当てはまる控除項目の金額をすべて差し引いた額を12ヵ月で割ることに
より得られます。(5ページ参照)

裁量階層世帯

次に掲げる世帯は、国が定めた月額所得金額が21万4千円以下であれば申込みできます。

これは、高齢者や障害者世帯のうち、民間賃貸住宅を確保することが困難で、住宅に困窮している方を対象として、住宅を確保しやすいように入居収入基準を緩和したものです。

- ①入居者または同居者に障害者基本法第2条に規定する障害のある方がいる世帯。
 - ・身体障害者手帳「1級から4級の方」
 - ・精神障害者保険福祉手帳「1級または2級の方」
 - ・療育手帳「AまたはB判定の方」
- ②戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が国土交通省令で定める程度の方がいる世帯。
- ③原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。
- ④海外から日本に引き揚げた後、5年を経過していない方。
- ⑤入居者が60歳以上で、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方がいる世帯。
- ⑥ハンセン病療養所入居者等がいる世帯。
- ⑦小学校就学前の子供がある場合

収入分位※月額所得金額(5ページ参照)によって家賃が異なります。

階層	月額所得金額	収入分位
一般階層	0円～104,000円	I (1)
	104,001円～123,000円	II (2)
	123,001円～139,000円	III (3)
	139,001円～ 158,000 円	IV(4)
裁量階層	158,001円～186,000円	V (5)
	186,001円～214,000円	VI (6)



控除金額の計算表

控除名	控除の内容	計算の方法
(1) 基礎控除振替	申込者本人又は同居者のうち、給与所得者 又は公的年金等を有する方	10万円まで× 人 (所得金額10万円未満のときは その金額)
(2) 親族控除 ※遠隔地扶養親族は所得税法上 認定された方	入居しようとする親族（本人を除く） 及び遠隔地扶養親族	38万円× 人
(3) 老人配偶者控除 老人扶養者控除 ※所得税法上認定された方	所得税法上認定された、70歳以上の配偶者、 老人扶養親族がいる場合	10万円× 人
(4) 特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢が16歳以上23歳 未満の人がいる場合(配偶者を除く)	25万円× 人
(5) 特別障がい者控除	・身体障害者手帳「1～2級の方」 ・精神障害者保険福祉手帳「1級の方」 ・療育手帳「A判定の方」	40万円× 人
(6) 障がい者控除	特別障害者控除に該当しないが、上記 手帳をお持ちの方	27万円× 人
(7) 寡婦控除 ※所得税法上認定された方	所得が500万円以下の方	27万円まで (所得金額から(1)の控除した後の残額 が27万円未満のときはその額)
(8) ひとり親控除 ※所得税法上認定された方	所得金額48万円以下の生計を一にする子を有し 所得金額が500万円以下の方	35万円まで (所得金額から(1)の控除した後の残額 が35万円未満のときはその額)

世帯の月額所得金額の計算

1. 所得金額の算出

	所得金額	
本人	_____円	} _____円①
同居親族(A)	_____円	
同居親族(B)	_____円	

2. 控除額の算出

(1) 基礎控除振替（給与・公的年金等所得者）	10万円まで× ___人= _____円
(2) 親 族	38万円× ___人= _____円
(3) 老人扶養（満70歳以上）	10万円× ___人= _____円
(4) 特定扶養（16歳以上23歳未満）	25万円× ___人= _____円
(5) 特別障がい者（1・2級）	40万円× ___人= _____円
(6) 障がい者（3級～6級）	27万円× ___人= _____円
(7) 寡 婦	27万円まで
(8) ひとり親	35万円まで

計 _____円②

3. 月額所得金額の算出（収入基準対象額）

(①－②) ÷ 12ヶ月 =

_____円③

(月額所得金額)



★その他のお知らせ★

花川団地、本町団地、花川東団地駐車場の利用申込み

1. 原則「住宅1戸につき1区画」の申込みです。
2. 使用料1ヶ月2,500円です。
3. 自家用車で、「全長4.9m、全幅1.84m以下程度」に限ります。

花川団地、本町団地、花川東団地、厚田南団地はボイラーがリースとなります

	団地名	ガス	灯油
公営住宅	本町団地	神田商事(リースも同様) TEL0133-62-3131 ※ガスボイラーはリースのみとなり、別途リース料金が発生します。	神田商事 TEL0133-62-3131
	花川団地	北ガスフレアスト北(リースも同様) TEL011-733-2010	六光石油 TEL0133-73-5550
	花川東団地	※ガスボイラーはリースのみとなり、別途リース料金が発生します。	入居者の自由です。 ※外置200ℓタンク
	望来南団地	イワニセントラル北海道(株)北営業所 石狩サービスセンター TEL0133-77-8145	北石狩農協厚田支所 TEL00133-77-2311
	新別狩東団地		イワニセントラル北海道(株)北営業所 石狩サービスセンター(リースも同様) TEL0133-77-8145
	厚田南団地		※厚田南団地の灯油ボイラーはリースのため、別途リース料金が発生します。
	浜益の公営住宅	入居者の自由です。	入居者の自由です。
その他の公営住宅		入居者の自由です。 ※タンクについても、個人の所有物となります	
単身者住宅	クリーンリバーあつた93	イワニセントラル北海道(株)北営業所 石狩サービスセンター TEL0133-77-8145	入居者の自由です。 ※室内90ℓタンク
	リバーサイドべつかり99		
	シーサイドもうらい98		

自治会・共益費等の負担について

花川団地、本町団地の入居者の皆様には、団地の自治会に入会していただきます。
自治会では管理共益費（清掃費等）の負担があります。



TVの共同組合負担金について

別狩団地・新別狩東団地・別狩東団地・青葉団地・若葉団地はTVの難聴地域により、各地域で共同アンテナを設置し、各戸に配線している形となっています。そのためTVの負担金が発生し、それぞれ負担していただきます。
※BS・CS放送については、対応しておりませんので、必要な場合は各自で設置していただく形となります。(退去時には、撤去していただきます)

犬や猫などペットのあずかりや飼育は厳禁です

犬、猫等「ペット類」は屋内、野外ともに市営住宅で飼育することは厳禁です。万が一、ペットの飼育を確認した場合は退去していただくこととなります。野生の動物にエサやりをすることも居付く原因となり厳禁です。

毎年7月ころ「収入申告書」の提出が必要です

入居後の家賃は「収入申告書」及び「同意書兼個人番号申告書」を提出していただき、入居者及び同居者全員の収入と住宅の規模や立地条件などを勘案して、毎年度改定します。

1. 入居後の家賃は4月から翌年3月までを1会計年度として、毎年度改定されます。
2. 毎年7月に「収入申告書」及び「同意書兼個人番号申告書」用紙をお届けしますので、かならず申告してください。提出期日は、同封の通知文書に記載がありますのでご確認ください。
3. 家賃は、入居者及び同居者のうち所得がある方全員の収入額と、住宅の規模や立地条件などを総合的に勘案して決定します。
4. 入居後に、入居している家族に異動・増減（出生・転出・死亡など）があった場合、収入のある方に変更があった場合、及び連帯保証人に変更があった場合は、その事実をすみやかにお届けください。
なお、その申請状況により、家賃が増減する場合があります。
5. 年金収入のみで生活されている方など、年間を通じて収入に変動がない場合でも
「収入申告書」及び「同意書兼個人番号申告書」は、必ず提出しなければなりません。

入居後、収入が減少した場合の家賃の軽減・免除について

入居後において、入居者やその家族が入院やケガ、離職などにより、収入が減少し生活状況が大きく変化した場合などにおいては、家賃を軽減・免除出来る場合があります。

※申請が必要です。

具体的には、収入から医療費を控除した額が生活保護の基準額と比較し、状況に応じて家賃の100%、80%、50%、20%、10%の5段階で家賃の軽減・免除を行っております。詳しくは、建築住宅課までご相談願います。

**結露防止及び安全のため、
灯油ポータブルストーブのご使用はご遠慮ください。**

